⑿　本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木関係積算標準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費　労働者送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費　募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

⒀　本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満たす３者又は４者を構成員とする特定建設工事共同企業体とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）鉄道建設本部大阪支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた特定建設工事共同企業体とする。

⑴　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第４条又は第５条の規定に該当しない者であること。

⑵　「平成27・28年度工事競争参加資格確認者」のうち「機構鉄道建設本部大阪支社管内（北陸）土木」（以下「土木」という。）及び「機構鉄道建設本部大阪支社管内（北陸）プレストレストコンクリート」に係る競争参加資格の認定を受けていること。

㈱　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、機構鉄道建設本部大阪支社が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　共同企業体の構成員の組合せは次のとおりとする。

ア　構成員３者の場合　構成員のうち代表者は、「土木」に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,400点以上の者とし、出資比率が第２位の構成員は「土木」の客観点数1,200点以上の者とする。また、出資比率が最下位の構成員は、「土木」の客観点数1,000点以上1,200点未満の者とするが、石川県に本社を置く者については、「土木」の客観点数950点以上1,200点未満の者とする。

イ　構成員４者の場合　構成員のうち代表者は、「土木」に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,400点以上の者とし、出資比率が第２位の構成員は「土木」の客観点数1,200点以上の者とする。また、出資比率が第３位の構成員は、「土木」の客観点数1,000点以上の者とし、出資比率が最下位の構成員は、「土木」の客観点数1,000点以上1,200点未満の者とするが、石川県に本社を置く者については、「土木」の客観点数950点以上1,200点未満の者とする。

ウ　なお、プレストレストコンクリートについては競争参加資格の認定を受けているものとし、総合点数は問わない。

⑷　構成員のうち代表者は、下記の同種工事のうち、①及び③又は⑤の施工実績を有する者であること。

出資比率が第２位以下の構成員はそれぞれ、下記の同種工事のうち、①から⑥のいずれかの施工実績を有する者であること。ただし、代表者と第２位の構成員で③及び⑤の実績を満たすこととする。

なお、同種工事の施工実績は、平成13年度以降に元請として完工し引渡し済みのものに限る。

また、共同企業体構成員としての実績は、代表者については出資比率が構成員中最大のものであることとし、その他の構成員は出資比率が10％以上のものであること。当該工事が機構鉄道建設本部の発注工事にあっては、以下の要件を満たしていること。

㋐　工事成績評定点がある場合は、65点以上であること。

㋑　一部しゅん功の場合、当該工事の主たる目的物を引渡していること。

【同種工事】

①　鉄道ＰＣ上部工新設工事（張り出し工法）

②　ＰＣ上部工新設工事

③　ケーソン工による橋りょう基礎工事

④　ケーソン工による工事

⑤　鉄道ラーメン高架橋新設工事

⑥　橋りょう新設工事

⑸　機構鉄道建設本部の施工実績がある場合は、当該工事種類における平成26年度及び平成27年度の機構鉄道建設本部の工事成績が、２年連続で平均点が60点未満でないこと。

⑹　工事全般に係る施工計画が適正であること。

⑺　すべての構成員は、次に掲げる基準を満たす配置予定技術者を当該工事に専任で配置できること。

また、代表者及び出資比率が第２位の構成員は、配置予定技術者のほかに専任補助者（当該配置予定技術者と同一の構成員の専任補助者に限る。なお、現場代理人及び専門技術者との兼務は認める。）を配置することができる。専任補助者数は配置予定技術者１名につきそれ以上とし、専任補助者は次に掲げるア、イ及びエの基準を満たす者とする。

なお、専任補助者を配置する場合にあたっては、その配置方について、配置予定技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル（平成16年３月１日国土交通省総合政策局建設業課）」によるものとする。

ア　一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　構成員のうち代表者は、⑷の同種工事のうち、①及び③又は⑤の施工経験を有する者であること。

出資比率が第２位の構成員は、⑷の同種工事のうち、①から⑥のいずれかの施工経験を有する者であること。

ただし、代表者と第２位の構成員で③及び⑤の経験を満たすこととする。

構成員を４者とする共同企業体の場合については、出資比率が第３位の構成員は、⑷の同種工事のうち、①から⑥のいずれかの施工経験を有する者であること。

出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合には、そのうち１者に限る。）が配置する配置予定技術者については、⑷に掲げる施工経験を必ずしも必要としない。

なお、⑷の同種工事の施工経験は、平成13年度以降に元請として完工し引渡し済みのものに限る。

また、共同企業体構成員としての経験は、出資比率が10％以上のものであることとし、当該工事が機構鉄道建設本部の発注工事にあっては、以下の要件を満たしていること。

㋐　工事成績評定点がある場合は、65点以上であること。

㋑　一部しゅん功の場合、当該工事の主たる目的物を引渡していること。

また、⑷に掲げる施工経験を１名の配置予定技術者で条件を満たすことができない場合は、複数の技術者の組合せとすることができる。

配置予定技術者は、各担当の施工期間中のみの専任配置でよいが、契約期間中はもれなく配置予定技術者を専任配置すること。ただし、配置予定技術者が２人以上配置される期間については、代表となる配置予定技術者を定め、その代表者が工事全体を管理すること。

専任補助者について、代表者及び出資比率が第２位の構成員が配置予定技術者を複数配置する場合は、それに対応する専任補助者を配置できるものとし、専任期間についても配置予定技術者と同様とする。ただし、専任補助者数は、配置予定技術者１名につき、それ以上とする。

ウ　代表者及び出資比率が第２位の構成員が専任補助者を配置する場合は、上記イの工事の施工経験に代えて下記の代要件の施工経験を有する配置予定技術者を配置できる。